



遺言について

今号では、オーナー様からよくご質問のある“遺言”について、名南司法書士法人・荻野恭弘先生にお話を伺いました。



名南司法書士法人
(株)生前契約相談センター
代表取締役
司法書士・行政書士
荻野恭弘 先生

遺言とは

簡単に言いますと、「自分の財産を、自分の死後、誰に引き継がせるかを決めておく文書」のことです。

なぜ必要なのでしょう

それは、戦後、民法(家族法)が変わったからです。戦前の家族法では、戸主が家督相続をして、財産の一切を引き継ぎ、そのかわりに一族郎党の世話をするというようなものであったと考えられます。そのような考え方は戦後も実につい最近まで残っていたようです。しかし戦後、民法は子どもはみな均等に相続するという制度を取り入れました。

遺言が作成される典型的なケース10例

1. 世話をしてくれた相続人に多く分け与えたい
2. 嫁や孫へも財産を渡したい
3. 子供がいない
4. 判断力が低下している
(する可能性がある)相続人がいる
5. 相続人に音信不通、行方不明者がいる
6. 相続人がいない
7. 分けようのない自宅しか財産がない
8. 家族や親族と共有している不動産がある
9. 自分の土地の上に、親族が建物を建てている
10. 事業を承継する人間に財産を渡したい

間違った遺言によるトラブル

遺言をしたほうがいいと判断した場合、早速遺言を作成してみたいとお考えになるでしょう。しかし、遺言は、法律的な文書でありますので、法律の知識を得ずに作成すると思わぬ落とし穴に陥ることがあります。よくあるトラブルを3つ挙げておきます。

ケース1

作成方法を間違え、遺言が無効に!

遺言は法律上、自筆証書遺言と公正証書遺言、そして秘密証書遺言の三種類に分けられます。今回は、よく利用される、自筆証書と公正証書の2つについて比較をしてみましょう。



	自筆証書	公正証書
メリット	・手軽・無料 ・秘密性が高い	・確実な法律上の効果を得られる ・遺言 検認手続不要
デメリット	・法律上無効となるおそれがある ・遺言 検認手続が必要 (家庭裁判所)	・公証人のチェック・手数料 ・家族以外の証人2名

わたくしたち専門家は、確実さこそが使命ですので、どうしても公正証書遺言をおすすめいたします。また、遺言を相続人全員の前で開封して確認しあう、検認手続のわずらわしさを考えたとき、公正証書の便利さに軍配があがるでしょう。証人2名が必要なことについては、司法書士等専門家に依頼すれば、秘密は厳守されます。

ケース2

遺留分を侵害して、裁判沙汰に!

作成方法が完璧で有効な遺言であったとしても、トラブルが発生する可能性があります。その1つに遺留分侵害遺言による紛争が挙げられます。

遺留分とは、いわば、配偶者や子ども、親などに認められた「最低保障相続分」です。

最低保障相続分を侵害した遺言に対しては、それを取り戻す調停や裁判が行われたりします。遺留分を侵害しないような遺言をつくるか、仮に侵害したとしても金銭で弁償できるようにしておくといひでしょう。また過去の生前贈与などを加味すると、実は遺留分がない場合もあります。そういうことも遺言に記しておくといひでしょう。

遺留分＝最低保障相続分の割合

配偶者、子どもの遺留分：相続分の**2分の1**
親や祖父母など：相続分の**3分の1**

なお、子どもや親などがいなくて、兄弟姉妹が相続人であるとき、彼らに**遺留分はありません**。

ケース3

思わぬ税金が発生!

作成方法よし、遺留分も考慮した・・・という完璧となるかというといひとそうとは限りません。思わぬ税金が発生し、遺族がそれを払えなくなってしまうというトラブルも多々あります。

よくある失敗例として挙げられるのは、ご主人のご逝去時の相続税だけを考慮して、遺言を作成するケースです。生前にきちんと相続税試算をして、奥様と子どもにどのような割合で相続させれば、二次相続での苦労が少なくなるのかを考慮して遺言を作成しましょう。

最後に

遺言には目的があります。ご自身の財産承継を放置すれば、家族が苦労する。その苦労を無くす、あるいは軽減することが目的なのです。その目的達成のために、必要かつ十分な形式をもつ遺言を作成することが重要です。目的がはっきりしていても、形式が十分でない間違った遺言を作成すると、結果的に遺された家族に苦労をかけてしまいます。ひとりでも多くの方が、「正しい遺言」を作成することができるように、われわれ専門家は願っております。



J Aでは、今回取りあげた遺言以外にも、資産管理に関する様々なサポートをさせていただいております。

個別税務相談会等も都度開催しておりますので、お近くのJ A窓口までお気軽にご相談ください。

太陽光発電の固定価格買い取り制度が開始されました 平成24年7月1日より施行

平成24年7月より従来の太陽光発電の10年間の余剰売電制度に加え、10kw以上の設置について、20年間の固定価格買い取り制度が導入されました。買い取り価格は、国の定める委員会の意見に基づき毎年見直されます。

■現在の固定価格買い取り制度概要■

太陽光	10kw未満	10kw以上
買い取り方法	余剰買い取り	全量買い取り または 余剰買い取り
買い取り価格(税込)	42円	42円※
調達期間	10年間固定	20年間固定
補助金	あり	なし

※10kw以上の場合「40円(税抜)+消費税」の外税方式

MEMO

●全量買い取り

太陽光で発電した電力を全て電力会社が買い取る。

●余剰買い取り

太陽光で発電した電力を日中は家庭内で使用し、余剰分を電力会社が買い取る。

■制度のポイント■

- 10kw以上の場合、20年間固定価格での全量買い取り制度になることで長期にわたり、安定的に収入を得ることができる。
- 10kw以上の設置をした場合には、申請時に余剰買い取りか全量買い取りかの選択ができる。



設置のご検討、相談等ございましたら、J A窓口までお問い合わせください。

経済産業省HP参照

ふるるちゃんのワンポイント データBOX

ハートホーム空室率

今年に入ってから11%台が続いています。今のところ地道な対策の積み重ねしか空室に効く薬はないようです。

	今年 H24.10.1 (1ヶ月前との比較)	昨年 H23.10.3	この1年の平均 H23.10.1~H24.9.30	2年前の平均 H22.10.1~H23.9.30
名古屋市	11.1% (0.2%悪化)	9.0%	10.4%	8.5%
尾張	11.0% (0.2%改善)	10.3%	11.1%	10.2%
西三河	10.1% (0.5%悪化)	9.3%	10.3%	10.7%
東三河	14.3% (0.1%改善)	13.0%	14.5%	12.8%
合計	11.3% (0.1%悪化)	10.1%	11.2%	10.3%

(管理戸数 27,956戸) H24.10.1現在

お問い合わせフリーダイヤル 受付時間(月曜~金曜) 9:00~17:00

0120-363-370

ハートホーム通信バックナンバーはWEBでご覧いただけます



ハートホーム

検索

発行元

愛知県下J A・JA あいち 経済連

愛知県経済農業協同組合連合会 建設部 地域開発課
〒446-8506 安城市今本町東向山6番1(西三河センター内) TEL (0566)-96-0025

J Aグループは住まい手目線で、組合員の賃貸住宅経営を支援いたします。

121025